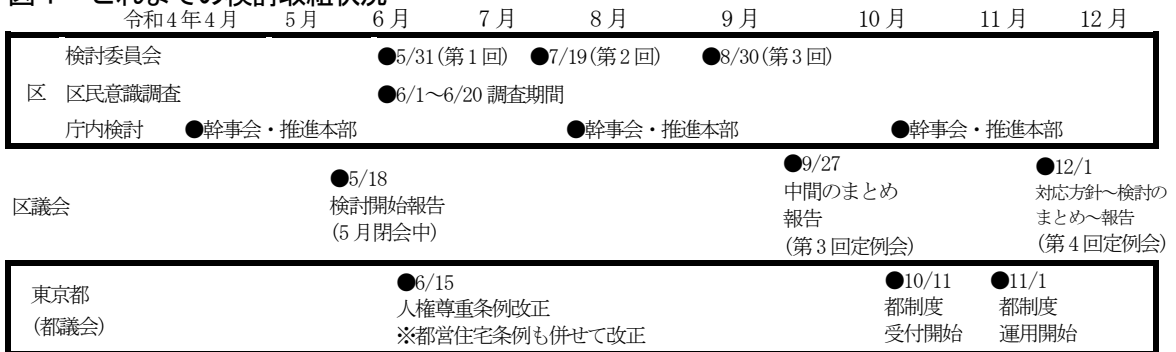


板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）の素案について

区では、令和4年度、「いたばしアクティブプラン2025（以下「プラン」という。）」の重点事業として位置付けた、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書等を提出したカップル（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップル）に対して宣誓書受領証等を交付する「区独自のパートナーシップ制度(以下「区PS制度」という。)の導入」について、令和4年11月にスタートした「東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「都PS制度」という。）」の内容等を踏まえつつ、検討を重ねてきた（図1参照）。

学識経験者や関係団体・地域団体等で構成する検討委員会からの意見や、無作為抽出による区民意識調査結果等を踏まえ、導入効果や影響を総合的に勘案した結果、区PS制度の導入は、プランで掲げる「めざす姿2」の実現に向けた各施策^{※1}を展開し、D&I^{※2}の推進、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減、差別・偏見・いじめのない社会の具現化を図るために、区民理解を促進し、区や区内事業者がより主体的できめ細かな取組を実施する有用な手段になると判断し、導入の方向で進めていく旨を、昨年12月の企画総務委員会で報告したところである。この度、区PS制度の概要となる素案を作成したので報告する。

図1 これまでの検討取組状況



1 制度名称

「板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）」

2 根拠規程

「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱（仮称）」

★制度創設依拠：「プラン」^{※1}、「いたばしNo.1 実現プラン2025（重点戦略・柱I：SDGs 戦略展開③：未来へつなぐまちづくり）」

※1

めざす姿	行動（施策の方向性）	施策
めざす姿2 多様性を活かし 合う豊かな 「成長社会」	行動7 ダイバーシティ& インクルージョンの理解促進	施策15 個の多様性に関する積極的な情報発信
		施策16 多様な人々の社会参画に向けた環境整備
	行動8 性的マイノリティへの支援	施策17 生活上の困難の解消
		施策18 相談体制の確立
		施策19 性の多様性に関する理解の促進

※2

D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）：多様な人々を理解し、認め合い、活かし合うこと。

3 用語の定義

(1) 性的マイノリティ

性自認^{※1}が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向^{※2}が異性に限らない者のこと。

※1 性自認：自分がどの性であるかの認識のことをいう。性に関する身体づくりや、身体的・生物学的特徴（身体的性）と一致する人もいれば、しない人もいる。

※2 性的指向：恋愛感情や性的な関心が、主にどの性に向くか、向かないかをいう。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）の関係のこと。

(3) 宣誓

区長に対し、パートナーシップにある者の双方が互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出すること。

4 制度概要

制度対象である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを宣誓し、区長は宣誓書が提出されたことを証明する書類（後述4（4）に記載する「受領証」と「カード型」）を交付する。

(1) 制度趣旨

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指す。

(2) 対象者要件

宣誓をする日において、以下①から⑥までの全ての要件を満たす必要があるものとする。

① 双方がともに成年に達していること。

② 双方がともに婚姻をしていないこと。

③ 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

④ パートナーシップ関係の相手方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）

⑤ 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が板橋区の区内（以下「区内」という。）に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に区内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に区内への転入を予定していること。

⑥ 双方又はいずれか一方が4（8）による宣誓の取消を受けたことがないこと。

(3) 宣誓書とともに、提出が必要な書類

① 住民票の写し（区民であることを証明する書類）

② 戸籍の個人事項証明又は抄本（外国籍である場合には、婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類）

③ 個人番号カード、一般旅券、運転免許証等（本人を確認できる書類）※提示のみ

④ （通称使用を希望する場合）当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類 ※提示のみ

⑤ その他、区長が必要と認める書類

(4) 交付物

- ① パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）※¹ 1部
- ② パートナーシップ宣誓書受領証カード型（以下「カード型」という。） 2部
- ③ （双方又はいずれか一方が区民でない場合）パートナーシップ宣誓書受付票（以下「受付票」という。）※² 1部

※¹ 受領証には、交付年月日、双方の氏名・通称名（希望する場合）・生年月日・住所、宣誓年月日、交付番号、区長名が記載される。

※² 受付票を交付された者から、3か月以内に、区内への転入を証する住民票の写しの提出があったときは受領証及びカード型を交付する。

(5) 宣誓の流れ

- ① 事前予約
電子申請（電子申請が困難な場合は電話等）にて、事前に宣誓日を予約してもらう。
- ② パートナーシップ宣誓
ア 予約した日時に、二人揃って必要書類を持参のうえ来庁してもらう。
イ 宣誓者双方はそれぞれに係る事項を自書した宣誓書に必要書類を添えて、区に提出する。（自書が困難な場合は、証人立ち合いのもと代筆させることを認める。）
- ③ 受領証及びカード型の交付
区は、宣誓者に受領証1部とカード型2部を交付する。ただし、双方又はいずれか一方が区民でない場合は、受付票1部を交付する。

(6) 受領証等再交付

区は、宣誓者から、紛失、毀損又は汚損等により、再交付の申請書の提出を受けた場合、受付票又は受領証及びカード型を再交付する。

(7) 宣誓事項の変更

宣誓者は、氏名、通称、住所及び連絡先に変更があった場合、その事実を証する書類を添えて、記載事項変更届を提出する。区は、受付票又は受領証及びカード型を再交付する。（連絡先のみの変更の場合を除く。）

(8) 宣誓の取消等

区は、以下①又は②の事由に一つでも該当する場合、宣誓を取り消し、宣誓者へその旨を通知するとともに、受付票又は受領証及びカード型の返還を求める。また、区は、受付番号又は交付番号を公表することができる。

- ① 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受付票又は受領証及びカード型の交付（再交付を含む。）を受けたとき
- ② 受付票又は受領証及びカード型を不正に使用したとき

(9) 受領証等の失効

宣誓者が、以下①から④の事由の一つでも該当する場合、受領証等は失効する。この場合、宣誓者は、返還届に受付票又は受領証及びカード型を添えて返還しなければならない。

- ① 双方又はいずれか一方が区の区域外に転出したとき。
- ② いずれか一方が死亡したとき。
- ③ 双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消した旨を届け出たとき。
- ④ 4（2）対象者要件の一つでも該当しなくなったとき。

(10) 通称使用

通称の使用を希望する場合には、当該通称を社会生活上、日常的に使用していることが確認できる書類を提示することで、受付票又は受領証及びカード型に、氏名と併せて当該通称を使用することができる。

(11) その他

受付票又は受領証及びカード型の発行による手数料は徴しない。
ただし、手続きに必要な書類の取得に関する手数料は自己負担とする。

5 今後の導入スケジュール（予定）

- 令和5年6月 企画総務委員会報告（制度素案）
パブリックコメント実施
- 8月 企画総務委員会報告（パブリックコメント結果等）
- 9月 企画総務委員会報告（制度原案）
区PS制度要綱公表
- 令和5年内 広報いたばし等で制度周知
区PS制度開始

※原案作成まで、随時、推進本部（庁議）、幹事会（課長級組織）にて検討していく。

6 その他（昨年12月の企画総務委員会で今後の取組とした項目など）

(1) 区民サービス提供の拡大

都PS制度の受理証明書を活用した区民サービス提供の拡大は、当事者の生活上の不便の軽減に直結することから、区PS制度の導入を前提として、引き続き、都や都内区市町村が対象としている事業・手続きを踏まえて幅広い内容となるよう努めていくとともに、各事業で必要な規定整備等が整い次第、随時、速やかに活用を開始していく。

【都PS制度受理証明書を活用し提供可能な区民サービス】（令和5年4月1日現在 6項目）

- ・ 保育の必要性の認定及び認可保育施設の入所申込みに関する事務（保育サービス課）
- ・ 幼児教育・保育無償化（幼稚園・認定こども園の幼稚園枠）の認定に関する事務（学務課）
- ・ 区立幼稚園の入園申込（学務課）
- ・ 里親（養育家庭、専門養育家庭）の認定・登録（援助課）
- ・ 保健福祉オンブズマンへの申立（生活支援課）
- ・ 税証明の発行及び申告の受付（課税課）

(2) 都PS制度との連携

区PS制度の運用開始に合わせて、都と区において互いの受理証明書（受領証）を自らが交付する証明書と同様に取り扱う連携協定を締結するよう、今後、都と調整していく。

(3) 制度周知・理解促進等に係る取組について

導入予定の区PS制度が、性的マイノリティ当事者・非当事者に関わらず、全ての区民に、区の重要な施策として認知、浸透及び定着されるよう、区民及び事業者等に向けた動画の作成をはじめとして、区PS制度の周知及び性の多様性の理解促進に向けた啓発活動を行う。

【参考】

全国のパートナーシップ宣誓制度の導入自治体 255自治体（令和5年1月10日現在）※

全国のパートナーシップ宣誓制度の人口カバー率 65.2%（令和5年1月10日現在）※

東京都パートナーシップ宣誓制度の区民利用者数 39組（うち12組は一方のみ板橋区在住、都全体708組）（令和5年4月末現在）

※出典：渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査